

障害者県民会議の運営について

平成23年9月20日

福祉保健部

障害保健福祉課

1. 議事について

- (1) 会長は、「沖縄県障害のある人もない人も暮らしやすい地域づくり県民会議設置要綱」に基づき議事を整理する。
- (2) 議事を進めるにあたっては、次のことに配慮するものとする。
 - ① 必要に応じ手話通訳、要約筆記を設置する。また点字資料についても事前に準備することとする。
 - ② 発言は、短くわかりやすく、明瞭に行う。

2. 議事の公開について

- (1) 会議において配布された資料は、原則として、公表する。
- (2) 会議は原則公開とする。ただし、議事について個人情報等の関係から非公開とすべき場合については、会長がその都度、会議の中で確認し、非公開とすることができる。
- (3) 画像、動画について、委員が撮影されるのを望まない場合は、これらが撮影されないよう報道機関等に配慮を求めることとする。